

大阪大学
「ワニ博士」

ハラスメント相談室だより



6月になりました！この春新たに大阪大学の構成員となったみなさんも、そろそろ新生活に慣れてこられた頃でしょうか。

ハラスメント相談室だより第2号も充実の内容でお届けします。

シリーズ

これってハラスメント？(2)

大阪大学で定義しているハラスメントには3つの種類がありますが、それぞれどんな内容なのか見てみましょう。

本号(第2号)ではアカデミック・ハラスメントを取り上げます。

「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」では、アカデミック・ハラスメントを「教職員、学生又は関係者が、その職務上の地位や権限又は様々な人間関係を不当に利用して、他の教職員、学生又は関係者に対して行う研究上、教育上又は修学上の不適切で不当な言動」と定義しています。前号で取り上げたセクハラとは異なり、単に「不快に感じた」ということのみをもってアカハラに該当するとは判断できず、問題となる言動が地位や権限、人間関係を「不当に」利用した「不適切で不当な」言動であるかどうか重要です。その判断は恣意的なものになるおそれがあるため、私たちは大学人としての、ひいては人間としての自覚が試されることとなります。

明らかなアカハラ例としては、対等ではない関係を利用して行われる暴力や精神的虐待、人格的な誹謗中傷、悪質ないやがらせ、教育・研究の妨害等があります。

また、これらの明らかなアカハラとは言えない言動にも「不適切で不当」と判断されるものがあり、「改める余地のある言動」はすべてハラスメントに該当すると考える姿勢が心構えとしては重要です。これは大学として、行為者に何らかの処罰を行うという問題とは、次元を異にする問題です。

みなさんも周りの人とコミュニケーションを図る際には、自分がされたり言われたら嫌なことをしていないか、思いやりに欠けた言動になっていないか少し考えてみましょう。

特集

相談したらどうなるの？

ハラスメント相談室に行って相談したいけれど、大事になるのでは？と心配して相談を躊躇している人もいます。今回は、相談後の流れについて簡単にご紹介します。

①相談するとき:

専門相談員はあなたの話をじっくりとお伺いします。相談員には守秘義務が課されており、秘密は厳守します。その問題について、あなたはどうしたいのか(話を聴いてもらうだけでいい、調整してほしい、など)相談員と共にゆっくり考えていきましょう。

②何かアクションを起こしたいとき:

相談員と考えていくうち、あなたの気持ちがまとまったらその希望に沿って動いていきます。例えば調整(「調整」とは様々な方法で就業・修学環境を整えたり、場合によっては相手となる人に話をしたり、あなたが話をするに付き添ったりすることを言います。もちろん可能な範囲で相手となる人にわからないように調整することもできます。)をするときは、相談員はその都度、あなたに確認してから動きますので知らない間に何かが始まっていたというようなことはありません。

③二次被害について心配なとき:

相談したことが相手となる人に知られたらどうしよう、と不安になることもあると思いますが、調整することで起こりうる二次被害については必ず回避できるように、経験豊富な専門相談員が細心の注意を払って行動します。絶対に、あなたが不利益を受けることがあってはならない！という気持ちで行動します(あるいは二次被害を考慮して別の方法を一緒に考えることもあります。)ので安心してください。

④さらに先のステップに移るとき:

調整が不調に終わるなど、これ以上相談室で対応するのは難しい・・・となった時には、あなたの了解を得て次のステップ(対処要請)に移ります。ハラスメント対策会議に対処要請をし、調査の必要が認められると調査委員会に委ねられ相談室の手を離れます。そのステップに移ると、ハラスメント相談室は調整はできませんが、調査に伴うあなたへの心理的サポートなどは引き続き相談員が行います。

コラム

相談員からちょっとひとこと



ハラスメント相談室では、現在8名の専門相談員が相談をお受けしています。専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎月コラムでお届けします。第2回目は吹田地区セクシュアル・ハラスメント相談室の相談員のNさんです。

「どうしたらハラスメントをなくすことができるのでしょうか?」。研修などで、責任ある立場に立っている方からよく聞かれる質問です。確かに、ひとたびハラスメントが起こると、被害者は心身共に深いダメージを受け、場合によっては将来にわたって苦しみ続けることになりかねず、加害者はもちろん、責任ある立場の人に問われるものは大きいといわなければなりません。ですから、ハラスメントが起こらないに越したことはありません。そのためには、ハラスメントとは何か、ハラスメントがなぜ、どういうところで起こるのか、人を傷つけないためにはどうしたらいいのかといった学びがとても重要です。

しかし、それでも完全にハラスメントをなくすことは困難です。立場も経験も違う人々がさまざまに行きかきながら、一方では教えるものと教えられるものといった関係が固定化しがちな大学という場ゆえの難しさかもしれません。毎年研修をしても次の年には新しい人が入ってこられます。外からの目が届かない場もたくさんあります。なくす努力をしても起こってしまった…。そんなとき必要なのはどういう姿勢でしょうか。

起きてしまったことをしっかり受け止めることです。守秘義務や二次被害を防ぐことを大前提としつつ、なかったことにしないことです。「うちにはハラスメントなんか一つもありません」というところが、実は一番ハラスメントの危険性が高いところなのです。「一つもない」ではなく、「一つも報告されていない」、あるいは「(あっても)誰も報告することができない」のかもしれない。そういう関係が固定化しているのかもしれない。ハラスメントはどこでも起こりうるものだという認識のもとに、構成員の誰もが自分のつらさ、しんどさを周囲に伝えることができ、周囲もそれを受け止め、改善しようと努力できる、そういう風通しのいい場づくりが、ハラスメントをなくしていくことにつながるのではないのでしょうか。

開催します!

来る7月29日(水)、人権問題委員会とハラスメント相談室共催の「ハラスメントの防止に関する研修会」を開催します。詳細は次のとおりです。みなさまふるってご参加ください。

開催日時:平成27年7月29日(水)午後1時~2時30分

場 所:大阪大学コンベンションセンター会議室2(吹田キャンパス)

講 師:牟田 和恵 氏(大学院人間科学研究科教授)「部長、その恋愛はセクハラです!」著者

申込方法:部局担当事務所に申込みしてください。締切は部局により異なりますので担当事務所に問い合わせください。

知っていますか?アルハラは暴力行為です。

未成年者は法律で飲酒が禁止されています。また生まれつきアルコールを「飲めない」体質の人もいます。そういった人たちに無理やり飲酒をさせることは「アルコール・ハラスメント」にあたると言われるますが、これは言い換えると暴力行為です。「そうは言っても一杯くらい大丈夫だろう」との思いで無理強いすることで、その人の生命を脅かすことになるかもしれません。

お酒の席は、飲める人も飲めない人も、会に参加したすべての人が楽しく和やかに過ごせる時間を共有したいですね。

大阪大学ハラスメント相談室

豊中地区 06-6850-5029(セクシュアル・ハラスメント)

06-6850-6006(アカデミック・パワー等ハラスメント)

吹田地区 06-6879-7169(ハラスメント全般)

箕面地区 072-730-5112(セクシュアル・ハラスメント)

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/prevention_sh/

こんなこともやっています!

去る4月21日(火)に実施された大阪大学新任教員(研究員)研修において、ハラスメント相談室長が「ハラスメントのない大学を目指して」と題した講義を行いました。ハラスメントの種類とその背景や本学における防止の取り組みについての講義に、参加者は熱心に聞き入っていました。

ハラスメント相談室では、大学本部が実施する研修だけでなく、部局等で実施するハラスメント防止研修でも講師の推薦及び派遣をしています。こんな内容で話をしてほしい、短い時間しか取れないけれど・・・なんでもご相談に乗りますのでお気軽にハラスメント対策事務室までご連絡ください。

第2号はいかがでしたか?より良い紙面にするため、ご意見・ご感想などなんでもハラスメント対策事務室までお寄せください。次号もお楽しみに!

